



目次	ページ
規則	
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	3
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（経営支援課）	3
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	3
○道路の区域変更（2件）（道路課）	3
○道路の供用開始（"）	3
公告	
○争議行為の予告（雇用労働政策課）	
	〈2・29揭示〉 3
○令和6年度前期技能検定試験の実施（"）	3
○令和6年度随時実施技能検定試験の実施（"）	7
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	9
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	9
○政治団体の届出事項の異動の届出	9
○政治団体の解散の届出	9
○資金管理団体でなくなった旨の届出	9
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	10
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	10

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第8号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

- 別表の2及び3を次のように改める。
2 一級、二級、基礎級及び単一等級

検定職種	金額
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示及びフラワー装飾	18,200円
機械検査及び婦人子供服製造	15,100円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	13,300円

及び電気製図

3 三級（在校生を除く。）

検定職種	金額		
	23歳未満の在職者	23歳未満の在職者以外の者	その他の者
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	9,200円	13,700円	18,200円
機械検査及び婦人子供服製造	6,100円	10,600円	15,100円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	4,300円	8,800円	13,300円

別表の3の次に次のように加える。

4 三級（在校生に限る。）

検定職種	金額		
	23歳未満の在職者	23歳未満の在職者以外の者	その他の者
園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく	3,100円	7,600円	12,100円

縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾			
機械検査及び婦人子供服製造	2,900円	5,600円	10,100円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	2,900円	4,400円	8,900円

別表備考4中「25歳未満の在職者」を「23歳未満の在職者」に改め、「二級又は」を削り、「25歳に達しておらず」を「23歳に達していないもの（以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。）であって」に、「その他の者」とは25歳未満の在職者以外の者を「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち23歳未満の在職者以外の者に改め、同表備考に次のように加える。

5 この表において「その他の者」とは、23歳未満の三級受検者以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後において、この規則による改正前の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則別表の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第121号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
あいあーる訪問 安芸市本町二丁目4番9号 令6・1・28
看護ステーション

高知県告示第122号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和5年10月高知県告示第686号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
- 3 意見の概要
意見なし

高知県告示第123号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡禰原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部 治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和6年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字大向122番2から 土佐市甲原字高ソ子776番2まで	前	10.4 } 24.3	517
	後	10.4 } 18.9	517

高知県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和6年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村下分字姥ヶ谷2512番1から 高岡郡日高村下分字竹ヶ谷2556番1まで	前	3.8 } 7.1	185
	後	5.5 } 44.9	185

高知県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市甲原字大向122番2から 土佐市甲原字高ソ子761番3まで	280	令和6年3月12日

公 告

令和6年2月29日付けをもって西日本NTT関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。
令和6年2月29日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- 1 事件
(1) 賃上げ要求について
(2) その他要求について
- 2 日時
令和6年3月13日始業時から1時間
- 3 場所
株式会社NTTフィールドテクノ高知営業所
- 4 争議行為の概要
要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を行使する。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和6年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。
令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 一級及び二級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業又はワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業又は構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業又はダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業又は改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又は化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業又は金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級職

塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和6年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日。ただし、暑熱対応のため実施期日を延期する場合（造園職種に限る。）は、同月9日（月）から同年11月13日（水）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	

非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
鉄工	製缶作業
	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
石材施工	石張り作業
酒造	清酒製造作業

とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
塗料調色	調色作業
産業洗浄	高圧洗浄作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	15,100円
---------	-------------	---------

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円（23歳未満の在職者にあつては9,200円、23歳未満の在職者以外の者にあつては13,700円）
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	

左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	15,100円（23歳未満の在職者にあつては6,100円、23歳未満の在職者以外の者にあつては10,600円）
備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していないもの（以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。）であつて、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいい、「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち23歳未満の在職者以外の者をいう。		

(ウ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	12,100円（23歳未満の在職者にあつては3,100円、23歳未満の在職者以外の者にあつては7,600円）
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	

	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円(23歳未満の在職者に)

		あつては2,900円、23歳未満の在職者以外の者にあつては5,600円)
備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していないもの(以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。)であつて、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいい、「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち23歳未満の在職者以外の者をいう。		
エ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和6年5月30日(木)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。		
(2) 学科試験 ア 実施期日 検定職種ごとに次のとおりとする。 (ア) 一級、二級及び単一等級職種		
検定職種	実施期日	
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	令和6年8月18日(日)	
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造	令和6年8月25日(日)	

家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	
園芸装飾 鋳造 非接触除去加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 酒造 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 塗料調色 フラワー装飾	令和6年9月1日(日)
(イ) 三級職種	
検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て シーケンス制御 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 フラワー装飾	令和6年7月14日(日)

金属熱処理	令和6年8月18日
-------	-----------

- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

令和6年4月3日(水)から同月16日(火)まで(郵送による場合は、令和6年4月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和6年10月4日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月14日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については同年8月30日(金)に、暑熱対応のため実技試験の実施期日を延期した場合(造園職種に限る。)における技能検定に合格した者の受検番号については同年11月28日(木)までの日で知事が指定する日に、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載す

る。

5 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和6年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和6年3月12日

高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級及び検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる二級職種の試験については当該職種に係る三級職種の実技試験に合格した者に限り受検することができ、(2)に掲げる三級職種の試験については当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 二級職種

鍛造(鉄鋼鍛造)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業又はマシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製)、紳士服製造(紳士既製服製造)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造)、プラスチック成形(射出成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、パン製造(パン製造)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造)、建築大工(大工工)、かわらぶき(かわらぶき)、とび(とび)、左官(左官)、配管(建築配管)、型枠施工(型枠工)、鉄筋施工(鉄筋組立)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工)、防水施工(シーリング防水工)、内装仕上げ施工(ボ

ード仕上げ工)、サッシ施工(ビル用サッシ工)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装)及び工業包装(工業包装)

(2) 三級職種

鍛造(鉄鋼鍛造)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業又はマシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製)、紳士服製造(紳士既製服製造)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造)、プラスチック成形(射出成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、パン製造(パン製造)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造)、建築大工(大工工)、かわらぶき(かわらぶき)、とび(とび)、左官(左官)、配管(建築配管)、型枠施工(型枠工)、鉄筋施工(鉄筋組立)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工)、防水施工(シーリング防水工)、内装仕上げ施工(ボード仕上げ工)、サッシ施工(ビル用サッシ工)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装)及び工業包装(工業包装)

(3) 基礎級

さく井(パーカッション式さく井工)又はロータリー式さく井工)、鍛造(鉄鋼鍛造又は非鉄金属鍛造)、鍛造(ハンマ型鍛造又はプレス型鍛造)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業又はマシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工)、建築板金(内外装板金又はダクト板金)、工場板金(機械板金)、めっき(電気めっき又は溶融亜鉛めっき)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ)又は機械組立仕上げ、機械検査(機械検査)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト又はコールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て(電子機器組立て)、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て)又は回転電機巻線製作、プリント配線板製造(プリント配線板設計又はプリント配線板製造)

業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業又は織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業又は靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業又は段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業又はブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業又は石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業又はプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又はカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業又は噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	手数料
さく井 鑄造	18,200円

鍛造
機械加工
金属プレス加工
鉄工
建築板金
工場板金
めっき
アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ
ダイカスト
電子機器組立て
電気機器組立て
プリント配線板製造
冷凍空調和機器施工
染色
ニット製品製造
紳士服製造
寝具製作
帆布製品製造
布はく縫製
家具製作
建具製作
紙器・段ボール箱製造
印刷
製本
プラスチック成形
強化プラスチック成形
石材施工
パン製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産練り製品製造
建築大工
かわらぶき
とび
左官
築炉
タイル張り
配管
型枠施工
鉄筋施工
コンクリート圧送施工
防水施工
内装仕上げ施工
熱絶縁施工
サッシ施工

ウェルポイント施工
表装
塗装
工業包装

機械検査
婦人子供服製造

15,100円

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 技能検定受検申請書の受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、随時受け付ける。

4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。

また、二級又は三級のいずれかの技能検定に合格した者には、厚生労働大臣からそれぞれ二級又は三級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。

また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月12日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第18条の2第1項及び第2項中「第21条の14第1項第3号又は第4号」を「第21条の13第1項第3号又は第4号」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

Table with 5 columns: 名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Row 1: 戸梶まさゆき後援会, 戸梶 将行, 新城 若菜, 高岡郡日高村下分1886-3東1F, 令和6年3月12日

高知県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

Table with 6 columns: 区分, 名称(代表者の氏名), 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 異動年月日. Rows: 旧 (自由民主党黒潮町支部), 新 (下村 勝幸)

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

Table with 6 columns: 区分, 名称(代表者の氏名), 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 異動年月日. Rows: 旧 (野町まさき後援会), 新 (安芸市穴内), 旧 (石井たかし後援会), 新 (具同田黒), 旧 (新風会), 新 (具同田黒)

高知県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

Table with 3 columns: 名称, 代表者の氏名, 解散年月日. Rows: 元気に暮らせる香美市・みんなの会, 福島明後援会, 上松一喜後援会, 片岡ひろあき後援会, 土居篤男後援会, 新生・高知市を創る会, 浅野修一後援会, 久保のりひと後援会

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

Table with 3 columns: 資金管理団体の届出をした者の氏名, 名称, 資金管理団体でなくなった年月日. Row: 戸梶 真幸, とかじ真幸後援会, 令和6年3月12日

高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月12日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

資金管理団体

区分	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	石井 孝	異動なし	異動なし	四万十市中村大橋通七丁目1-24	令6 ・1 ・15
新				四万十市具同田黒三丁目1-20	

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月12日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の6級の警察の項中

「厚生調査官」

を

「厚生調査官
少年サポートセンター副所長」

に改める。

別表第2の4級の項中

「主任」

を

「主任
聴聞員」

に改め、同表の5級の項中「少年サポートセンター副所長」を削り、同表の7級の項中

「警備調査官」

を

「警備調査官」

「危機管理官」
に改める。